

あんしん AI カメラサービス利用規約

第1条（総則）

知多メディアネットワーク株式会社（以下「当社」という。）は、「あんしん AI カメラ サービス利用規約」（以下「本規約」という。）により「あんしん AI カメラ」（以下「本サービス」という。）を提供します。

第2条（本約款の適用）

1. 当社は、本規約を定め、これにより本サービスを提供します。
2. 本サービスの利用を申し込んだ時点で、利用者は本規約のすべての条件に同意したものとみなします。
3. 当社が本サービスの内容変更を必要とした場合、利用者の承諾を得ることなく、当社所定の方法で利用者に通知することにより、その必要な変更を行うことができるものとします。その場合、料金その他のサービス提供条件は、変更後の規約によります。
4. 変更後の本規約の効力発生日以降に利用者が本サービスの利用を継続したときは、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第3条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
あんしん AI カメラ	本規約に基づいて提供される当社のサービス名称
利用者	本サービスの契約を申し込み、利用する個人
世帯	同一住所に居住し、生活を共にするものの集合
エリア	東海市、大府市、知多市、東浦町の全域、および名古屋市、阿久比町の一部の地域
専用カメラ	あんしん AI カメラサービスを提供するための設備
対象機器	本サービスの提供にあたり、当社が設置・提供する専用カメラおよびこれに付随する機器・ソフトウェア
再生機器	映像を閲覧するスマートフォン、PC、タブレットなどの端末
閲覧用アプリ	本サービスを使用するために必要な専用アプリ
映像クリップ	専用カメラで撮影・クラウド保存された動画データ
アカウント情報	本サービスの利用にあたり付与される ID、パスワード、閲覧ユーザー設定その他の認証情報
閲覧ユーザー	本サービスで利用者から閲覧権限を付与された者

提携先企業等	当社の提携会社、外部委託先、および本規定に定める本サービスの提供において提携している企業
--------	--

第4条（利用申込をすることができる者の条件）

1. 本サービスの利用には、インターネット環境が必要となります。
2. 本サービスは、一戸建て住宅の敷地内において利用いただけます。集合住宅の共用スペース（共用廊下・エントランス・エレベーターホール等）および、共用の駐車場におきましては、本サービスの提供対象外となります。
3. 利用申込時点において、当社が提供するいずれのサービスにおいても、過去1年間に料金の滞納がないこと。

第5条（提供区域）

本サービスは、当社エリア内へ専用カメラを設置するものとします。

第6条（契約の単位）

本サービスの契約は、1世帯ごとに1件の契約を締結するものとする。

第7条（申込および利用契約の成立）

1. 利用者は、本規約の全ての内容に同意のうえ、当社の指定する方法により所要事項を当社に提出するものとします。
2. 当社は、本サービスの申込があったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社が審査し次項の規定に定める内容について該当する場合は、申込を承諾しない場合があります。
 - (1) 専用カメラの設置又は保守をすることが技術上著しく困難な場合。
 - (2) 本サービスの申込者が、サービス料金、又は工事費の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 申込者が、当社等の提供するサービスの利用に係る契約に違反する行為又は違反のおそれのある行為を行ったことがある又は現に行っている場合。
 - (4) 申込者が、反社会的勢力である場合。
 - (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障を及ぼすとき。

第8条（本サービスの提供内容および利用方法）

1. 当社は、本約款の定めに従い、利用者に対し本サービスを提供します。
2. 利用者は、本サービスの提供にあたり、当社より購入した専用カメラを、当社の定めた方法に従って設置された場所において使用するものとします。専用カメラの所有権は、当社が設置作業を完了し、利用者に引き渡した時点で利用者に移転するものとします。

3. 本サービスにより取得された映像データは、専用カメラ本体に搭載された SD カードに保存されます。保存期間は、映像の解像度や設定により異なります。

また、AI による検知に基づく特定の映像クリップはクラウド上に保存されます。

利用者は、これらの保存データを当社が提供するスマートフォンアプリおよび Web アプリを通じて閲覧・再生等の機能を利用することができます。

第9条（専用カメラの販売）

1. サービス利用にあたり、当社は別表に規定された専用カメラおよびカメラを機能させるために必要な機器を販売します。

2. 本サービスを利用される方以外への販売はできません。また、販売した専用カメラは他サービスでの利用を保証するものではありません。

3. 専用カメラを機能させるために必要な機器についての購入、導入に要する費用については、利用者または利用者の指定する者と、当社または当社の指定する者との間で別途協議し、決定します。

4. 専用カメラおよびカメラを機能させるために必要な機器については、利用者の設備となります。

5. 専用カメラの設置は、当社が定める提供区域に限ります。

6. 専用カメラの設置場所の変更、移設、撤去等に要する別途当社が定める費用は利用者の負担となります。

第10条（専用カメラの保証期間について）

1. 専用カメラの保証期間は、設置工事完了日から1年間とします。

2. 保証期間内に、通常の使用状態において専用カメラに故障または不具合が発生した場合、当社は専用カメラの回収および再設置を無償で対応するものとします。

3. ただし、以下のいずれかに該当する場合は、保証の対象外とし、修理・交換等の対応は利用者の負担とします。

（1）第15条（禁止事項）または第20条（免責）に該当する行為に起因する破損・故障

（2）火災、水害、落雷、地震等の天災または第三者（「閲覧ユーザー」を含む。以下同じ。）

による破損・盗難などの外部要因

（3）利用者による改造、分解、加工、不適切な設置・取り外し等

（4）保証期間を過ぎた場合

4. 利用者は、専用カメラの修理または交換対応の際に、映像録画が一時的に停止することに同意するものとします。

第11条（本サービスの開始）

1. 本サービスは、専用カメラを当社が設置した時点をもって開始されるものとします。

2. サービス開始後、利用者は当社が提供する閲覧用アプリまたは Web 画面を通じて、映像の閲覧や設定変更等を行うことができます。

第 12 条（閲覧用アプリおよび Web 画面の提供と管理）

1. 当社は、利用契約に基づき、本サービス専用の閲覧用アプリおよび Web 画面（以下「閲覧ツール」といいます）を、当社所定の方法により利用者へ提供します。

2. 利用者は、閲覧ツールを善良なる管理者の注意義務をもって適切に管理するものとし、第三者への貸与、譲渡、売買、再配布等を行ってはならないものとします。

3. 利用者は、本サービスの利用にあたり、スマートフォンをご利用の場合は当社指定のアプリストアより閲覧用アプリをダウンロードし、ログインする必要があります。パソコン等の端末から利用する場合は、当社が提供する Web ログイン画面を通じてアクセスするものとします。

4. 利用者は、当社の事前承諾なく、閲覧ツールの複製、改変、リバースエンジニアリング、解析等を行ってはならないものとします。

第 13 条（ID およびパスワードの管理）

1. 利用者は、ID およびパスワードの使用、管理について全ての責任を負うものとします。なお、ID およびパスワードは、当社から送信される招待メールを受信後、利用者自身が設定するものとします。

2. 利用者は、ID およびパスワードを自己の責任において厳重に管理するものとし、これらの不正使用により、当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとし、不正使用に起因する全ての損害の責任を負うものとします。

第 14 条（利用者の遵守事項）

本サービスの提供は、利用者が以下の各号に定める事項を遵守することを条件とします。

（1）本サービスの提供に必要な機器の設置工事は、当社または当社が指定する者が行うものとし、利用者はこれに協力するものとします。

（2）利用者は、専用カメラおよび再生機器を善良なる管理者の注意義務をもって適切に管理し、これらの管理不十分に起因して生じた損害について、当社は一切の責任を負わないことに同意するものとします。

（3）利用者は、当社が必要と判断した場合、専用カメラの点検、修理、ファームウェアの更新、交換に協力するものとし、協力を行わなかったことにより生じた損害または不利益について、当社は一切の責任を負わないことに同意するものとします。

（4）利用者は、閲覧ユーザーに対して、本規約に基づき利用者が負う義務と同等の義務を負わせるものとし、閲覧ユーザーによる義務違反があった場合には、当該違反について当社に対して一切の責任を負うものとします。

(5) 当社は、申込書に記載されたメールアドレス宛に、本サービスの提供に必要な情報を送付することができるものとします。

(6) 当社は、自己の裁量により、本サービスの内容の全部または一部を、利用者への事前の通知または周知なく変更、追加または廃止することができるものとします。これにより利用者または閲覧ユーザーに不利益または障害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、利用者は、本サービスの内容の全部または一部に不服がある場合、第21条（利用者による本サービスの解除）に基づき、本サービスの契約を解除することができるものとします。

第15条（禁止事項）

1. 利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。また、第三者にこれらの行為を行わせてはならないものとします。

(1) 本サービスの申込時または利用に際して、虚偽の情報を登録・申告する行為

(2) 他人になりすまして本サービスを利用する行為

(3) 本サービスの利用登録に必要な情報またはその他の個人情報を不正に取得・使用する行為

(4) 当社の許可なく、金銭その他の商業的利益を目的として本サービスを利用する行為

(5) 当社または提携先企業、第三者の知的財産権、肖像権、名誉、プライバシー権その他の権利または利益を侵害する行為

(6) 専用カメラその他の対象機器を分解、改造、破壊、複製、再使用許諾、ライセンス付与する行為

(7) 専用カメラまたは当社が提供した表示物を売買、譲渡、インターネットオークション等に出品する行為

(8) 本サービスの利用権を第三者に譲渡、販売、移転、または担保に供する行為

(9) 本サービスの運営を妨げ、当社または提携先企業の信用・信頼を損なう行為

(10) 犯罪行為または犯罪に結びつく行為、またはそのおそれのある行為

(11) 法令、公序良俗に反する映像・音声・情報を、本サービスを通じて取り扱う行為

(12) 当社の許可なく、本サービスを第三者に利用させる行為（貸与、再使用許諾等を含む）

(13) 本サービスの提供および運営、その他当社の業務に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為

(14) その他、当社または提携先企業が不適切と判断する行為

2. 利用者が前項の各号に定める禁止行為に違反したことにより、当社または提携先企業、第三者に損害が発生した場合、サービス利用者はこれを賠償する責任を負うものとします。

第16条（登録内容の変更およびその届出）

1. 利用者は、その氏名、住所または連絡先等に変更があったときは、そのことを速やかに当社所定の方法により、当社に届け出ていただくものとします。
2. 閲覧ツールのIDと紐づけされたメールアドレスにつきましては、利用者の責任の下で変更することができます。
3. 本条に定める届出がなされなかった場合、本サービスの利用ができなくなることがあります。

第17条（保証および責任の限定）

1. 当社は、本サービスの内容について、映像の正確性、通知の確実性、録画の継続性、利用者の目的への適合性、その他の有用性等について、いかなる保証も行いません。
2. 当社は、本サービスの利用または利用不能に起因して、利用者または第三者に生じた逸失利益、機会損失、その他の特別損害・間接損害を含む一切の損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。
3. 当社が損害賠償責任を負う場合、その責任限度額は、当該利用者が当社に支払済の月額利用料の1年分を上限とし、当社はその範囲内で、利用者が直接かつ現実に被った損害のみを賠償するものとします。
4. 第21条（利用者による本サービスの解除）から第25条（本サービスの廃止）までの事由等により、サポートの提供が受けられない場合に生じた損害についても、当社は一切の責任を負いません。
5. 利用者による利用料金等の支払いが、当社からの請求にかかわらず、支払期限を超過している場合、当社はサポートの義務を負いません。
6. 当社は、本サービスにおいて提供されるAIによる映像解析・通知機能について、その精度、検知能力、通知の即時性等を保証するものではありません。設置環境、天候、通信状況、対象物の動き等により、誤検知または検知漏れが発生する可能性があります。これに起因して利用者または第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

第18条（自営端末設備の管理）

利用者は、スマートフォン、パソコン、ネットワーク機器等の自営端末設備について、その準備、設定、専用カメラとの接続、および維持管理を自己の責任で行うものとします。

第19条（自己責任の原則）

1. 利用者は、本サービスの利用に伴い、他者（国内外を問いません）に損害を与えた場合、または他者からクレームを受けた場合は、自己の責任と費用により処理解決するものとします。

2. 利用者が本サービスの利用に伴い、他者から損害を受けた場合、または他者に対してクレームを通知する場合も、同様に自己の責任と費用により対応するものとします。

3. 利用者が故意または過失により当社に損害を与えた場合、当社は当該損害の賠償を利用者に請求できるものとします。

第20条（免責）

1. 利用者は、当社が施設の維持管理、システム保守、その他の理由により本サービスの提供を一時中止する場合において、当該中止に起因する損害について、損害賠償請求その他の請求を行わないものとします。

2. 利用者は、天災、事変、停電、通信障害、法令改正、行政指導、その他当社の責に帰することのできない事由により本サービスの提供が一時中止された場合においても、損害賠償請求その他の請求を行わないものとします。

3. 当社の債務不履行（当社の故意または重大な過失によるものに限る）により契約者に損害が生じた場合、当社の損害賠償責任は、利用者が当社に支払済の月額利用料の1年分を上限とし、利用者が直接かつ現実に被った損害に限り、当該範囲内で賠償するものとします。

4. 当社および提携先企業等は、以下の各号に起因する損害について、当社または提携先企業等に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

（1）専用カメラの破損、故障、配線の断線等により正常に動作しなかったこと

（2）利用者による専用カメラの設置・取外し時に発生した財物の損害または人身事故

（3）利用者が本規約に違反したことによる損害

（4）利用者が使用するインターネット回線、スマートフォン、パソコン、その他機器・ソフトウェアの障害により、本サービスの中止、遅延、停止、データ消失、データへの不正アクセス等が発生したこと

（5）SNS等への投稿、他の利用者または第三者による発言・迷惑行為等による損害

（6）第三者による利用者のIDまたはパスワードの不正使用

（7）第三者による本サービスへの不正アクセス、専用カメラの不正利用

（8）当社または提携先企業等が管理するシステムサーバの障害、停止等

（9）映像データや利用情報の保存・管理・バックアップ等に関する損害

（10）当社が提携する第三者（海外企業を含む）が提供するクラウドサービスに保存された映像データその他の情報について、当該クラウドサービスにおいて、原因のいかんを問わず滅失、毀損、漏洩、改ざん等が発生した場合

（11）利用者が使用する通信機器・ソフトウェア等と専用カメラとの互換性が失われたこと

（12）本サービスの利用に起因する近隣住民とのトラブル

（13）本サービスの利用により記録・保存された映像に第三者の肖像、音声その他の個人情報が含まれることに起因して、当該第三者との間に肖像権、プライバシー権等に関する紛

争が生じたこと

(14) その他、本サービスの利用に関連して生じた一切の損害

第21条（利用者による本サービスの解除）

1. 利用者は、当社が別途定める方法により、本サービスの利用契約を解除することができます。
2. 解除を希望する場合は、解除希望日の30日前までに当社へ届け出るものとし、当社が受理した時点で解除手続きが完了します。
3. 解除月の月額利用料は、日割り計算を行わず、1ヶ月分の利用料が必要となります。
4. 利用契約の解除後、当社は本サービス提供のために取得・登録した映像データおよび関連情報をすべて消去できるものとし、ます。
5. 利用者は、契約解除後に当社が提供した表示物がある場合、自己の責任において撤去を行うものとし、ます。

第22条（当社による本サービスの解除）

当社は、利用者が以下の各号に該当する場合は、なんらの催告も要しないで、本サービスの利用契約を解除することができるものとし、ます。

- (1) 本規約に違反する行為を行った場合
- (2) 不正の目的をもって本サービスを利用した場合
- (3) 料金の支払を怠った場合
- (4) 破産、会社更生、民事再生、会社整理もしくは特別清算手続の申立を受け、または自ら申立をしたとき
- (5) 本サービスの提供または運営を妨害した場合

第23条（本サービスの一時中止）

1. 当社は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合、本サービスの全部または一部の提供を一時中止できるものとし、ます。
 - (1) 本サービスの提供に必要な設備の保守・点検等を行う場合
 - (2) 本サービスの提供に必要な設備に障害が発生した場合
 - (3) 火災、地震、停電、その他不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
 - (4) その他本サービスの運用上または技術上、相当な理由がある場合
2. 前項に基づき当社が本サービスを一時中止した場合であっても、当社は利用者および第三者に対しても、一切の責任を負いません。

第24条（本サービスの停止）

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社が定める期間、本サー

ビスの利用を停止することができるものとします。

(1) 料金その他の債務について、3 か月連続で料金の支払いが確認できないとき。

(2) 利用申込時に虚偽の申告を行ったことが判明したとき。

(3) 第15条（禁止事項）に違反したとき。

(4) その他、本規約に違反し、または当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼす行為を行ったとき。

2. 前項第1号に該当した場合、当社は本サービスの利用を停止することがあります。この場合、再度サービスの利用を希望する場合には、別表に定める再設定費用を支払うものとします。なお、サービスの再開は、未払い分を全額入金した場合に限り可能とし、一部入金では再開されません。

3. サービスの再開は、その月の途中でであっても、当該月の1 か月分の月額利用料が発生するものとします。

4. 当社は、前各項に基づき本サービスの利用を停止する場合、あらかじめ利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第25条（本サービスの廃止）

当社は、利用者に対し事前に通知のうえ、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。

第26条（料金）

1. 本サービスの利用料金は、別表に定める金額をご利用開始翌月から課金し、利用者は、当社が指定する期日および方法で料金を支払うものとします。なお利用料金は日割計算いたしません。

2. 利用者から当社所定の方法により契約解除の申し出があるまで、本サービスの契約は月単位での自動継続となります。

第27条（料金の支払義務）

1. 本サービス利用者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日から起算して第21条（利用者による本サービスの解除）、第22条（当社による本サービスの解除）による契約の解除等の手続きが完了した日が属する月の末日までの期間について、別表に定める料金の支払いを要します。ただし、本規約または料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。本サービスの料金の支払い方法は、口座振替またはクレジットカードによる支払いとし、利用者は当社所定の方法に従って、以下のいずれかを選択するものとします。

(1) 当社のインターネット回線を契約している利用者は、当該インターネット回線の支払い方法に準じて、本サービスの料金を支払うものとします。

(2) 他社のインターネット回線を利用している利用者は、当社が提供する他のサービスと同様の支払い方法に準じて、本サービスの料金を支払うものとします。

2. 前項の期間において、第23条（本サービスの一時中止）または第24条（本サービスの停止）により本サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中止があったときは、本サービス利用者は、その期間中の月額利用料の支払いを要します。

(2) 利用の停止があったときは、本サービス利用者は、その期間中の月額利用料の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、本サービス利用者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
本サービス利用者の責めによらない理由により、当社が提供するインターネット回線を通じて本サービスを全く利用することができない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。 なお、利用者が当社以外のインターネット回線を利用している場合は、適用対象外とします。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての月額利用料。

第28条（工事費の支払義務）

1. 本サービス利用者は、本サービスの申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別に規定する工事費を支払うものとします。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。

2. 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、本サービス利用者はその工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を支払うものとします。この場合において、支払を要する額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第29条（遅延損害金）

1. 利用者が料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間に応じて、年率14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。
2. 利用者が料金等その他の債務（遅延損害金を除く）について、支払期日を経過しても支払いがない場合、当社または当社が委託する料金回収会社が督促通知を行うことがあります。

第30条（映像データ等の管理責任）

1. 本サービスにより取得する映像データ等は利用者に帰属するものであり、利用者自身の責任において映像データ等の取扱いにつき、管理し、保管するものとします。
2. 当社は、前項の定める映像データ等の管理体制等について、一切関知しないものとし、責任を負わないものとします。
3. 当社は、原則映像データ等の閲覧等を行わないものとします。但し、本サービスに係る工事完了の確認、障害時の対処その他緊急事態の場合には、予め利用者の確認、承諾のもと、映像データ等の閲覧等を行うものとします。なお、当該行為に係る責任は全て利用者が負うものとして予め承諾するものとします。
4. 利用者は、アップロードした映像について、当社が本サービスの提供および故障時などの運営サポート業務遂行のため、当社または当社が指定した第三者が閲覧、複製、修正、加工、再開示することを承諾するものとします。

第31条（権利帰属）

本サービスに関する知的財産権は、すべて当社または適法な権利者に帰属しているものであり、サービス利用者が利用するにあたり、利用者に対して、当社または適法な権利者の有する本サービスに含まれる知的財産権の利用を許可するものではありません。

第32条（著作権）

利用者は、当社が本サービスを通じて利用者に提供する情報（映像、音声、文章等を含む）に関する著作権が、当社、適法な権利者または当社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認するものとし、当社の許可なく、他者への転送や一般公衆が閲覧できるWebサイトやSNS等への掲載などを行ってはならないものとします。

第33条（肖像権等の第三者の権利）

本サービスの利用により記録・保存される映像には、第三者の肖像、音声その他の個人情報が含まれる場合があります。

利用者は、これらの映像を利用・公開する際には、当該第三者の肖像権、プライバシー権その他の権利を侵害しないよう十分に配慮するものとします。

万一、利用者による映像の利用に起因して第三者との間に紛争が生じた場合、当社は一切の責任を負わず、利用者の責任と費用においてこれを解決するものとします。

第34条（通知）

1. 当社が利用者の届け出た住所宛に通知を発した場合、当該通知が利用者に届かない場合であっても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
2. 当社が利用者に対して電子メールにより通知を行った場合、当該通知は、当社が送信した電子メールが利用者の登録メールアドレスの受信サーバーに到達した時点で、利用者に到達したものとみなします。
3. 利用者は、万が一当社から通知された電子メールが文字化けその他のデータ化け等により読み出し不能な場合には、直ちに当社に連絡し、その内容について確認を求めるものとします。

第35条（個人情報取扱い）

1. 当社は、本サービスの提供にあたり取得した個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づき、適正に取り扱います。
2. 利用者は、本サービスのライセンサーである Alarm.com Incorporated (Delaware, US) および当社の提携先企業等が、本サービスの提供に必要な範囲で、利用者の連絡先情報および対象機器に設定されたデータ等を取得・利用することについて、同意するものとします。
3. 利用者は、暗号化されたカメラ画像および関連データが、ビデオアナリティクス機能向上の目的で Alarm.com のデータセンターに送信され、Alarm.com によって加工・解析され、一定期間保存されることについて、同意するものとします。
4. 当社は、法令に基づく場合、または警察・裁判所等の公的機関からの正式な要請があった場合には、取得した個人情報を開示または提供することがあります。
5. 利用者が本サービスを利用するにあたり、当社が取得する個人情報のうち、Alarm.com との共同利用が必要な情報については、当社の「個人情報保護方針」に定める共同利用の範囲に基づき、Alarm.com と共同利用することがあります。

第36条（Alarm.com によるサービス継続・移管に関する事項）

本サービスは、Alarm.com Incorporated (Delaware 州、米国) が提供する技術基盤を利用しています。当社が Alarm.com との契約を終了した場合であっても、利用者が引き続き Alarm.com のサービス提供を希望する場合には、Alarm.com が自らの裁量により、他のサービスプロバイダーを案内することがあります。また、利用者の要請に基づき、Alarm.com が利用者のアカウントを他のサービスプロバイダーに移管する権限を有することについて、利用者はこれに同意するものとします。

なお、Alarm.com は、サービスの停止または終了、ならびにアカウントの移管に関して、一

切の責任を負わないものとします。

第37条（反社会勢力の排除）

1. 本サービス利用者は、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- （1）暴力団
- （2）暴力団員および暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
- （3）暴力団準構成員
- （4）暴力団関係企業
- （5）総会屋等
- （6）社会運動等標ぼうゴロ
- （7）特殊知能暴力集団等
- （8）前各号の共生者
- （9）その他前各号に準ずる者

2. 本サービス利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- （1）暴力的な要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求
- （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- （4）風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を毀損し、業務を妨害する行為
- （5）その他前各号に準ずる行為

3. 次の各号のいずれかに該当し、本サービスを締結すること、または継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は責任等を負うことなく、本サービスの申込を承諾しないこと、または催告なしに本サービスの契約を解除することができるものとします。

- （1）本サービス利用者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき
- （2）本サービス利用者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
- （3）本サービス利用者が第1項または第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- （4）本サービス利用者が前3号に関する必要な調査等に応じないとき、または当該調査に対して虚偽の回答をしたとき

第38条（関連法令の遵守）

当社は、本規約に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第 39 条（準拠法・合意管轄）

本規約は日本国内法に準拠するものとし、契約により生じる一切の紛争等については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 40 条（協議）

本約款に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

附 則

本規約は 2025 年 11 月 1 日から適用します。

別表 ※下記金額の表記は全て税抜（税込 10%）です

1. 月額利用料

専用カメラ 1 台利用	月額 1,500 円（1,650 円）
専用カメラ 2 台利用	月額 2,300 円（2,530 円）
専用カメラ 3～4 台利用	月額 3,000 円（3,300 円）

※加入促進のために割引することがあります

※月額利用料の割引について

・当社のインターネットサービスをご利用している場合、200 円（220 円）を月額利用料より割引いたします。

2. 工事費

無線カメラ初期工事費（標準工事）	1 台目	9,900 円（10,890 円）～
	2 台目以降	2,200 円（2,420 円）～
有線カメラ初期工事費（標準工事）	1 台目	36,000 円（39,600 円）
	2 台目以降	23,800 円（26,180 円）～

標準工事の範囲は以下になります。

(1) 無線カメラ標準工事範囲

カメラ設置：1 台／カメラ台座・取付 BOX 設置：1 個／AC アダプタ設置：1 台／動作確認・設定・操作説明（アプリ設定、録画確認、映像確認を含む）

(2) 有線カメラ標準工事範囲（バケット車を使用しての高所設置作業を含む）

カメラ設置：1 台／カメラ台座・取付 BOX 設置：1 個／PoE インジェクタ設置：1 台／屋内 LAN ケーブル 0.5m／モール：5m／コンセントタップ：1 個／屋内外 LAN ケーブル（CAT5e または同等品）：25m 以内／屋外配管（VE 管等）：20m 以内／壁面貫通穴あけ：1 箇所／動作確認・設定・操作説明（アプリ設定、録画確認、映像確認を含む）

※ただし、建物の構造、設置場所の状況、無線通信の到達範囲、配線状態、電源の有無、電波環境等により、以下のような追加工事が必要となる場合があります。

追加工事が発生する際は、事前にお見積りをご提示のうえ、利用者の承諾を得て実施いたします。

- ・電源確保工事（新規配線・延長等）
- ・中継器の追加設置や設置位置の変更
- ・配管延長、複数箇所の壁面貫通対応

※カメラの設置場所の変更、移設、撤去等を希望される場合、当社が別途定める費用が発生することがあります。これらの費用は、利用者の負担となります。なお、具体的な金額は現地状況等を踏まえたうえでお見積りを提示し、利用者の承諾を得たうえで実施いたします。

4. 専用カメラ本体価格（1 台あたり）

無線カメラ ADC-V724	39,000 円（42,900 円）
有線カメラ ADC-VC727P	44,000 円（48,400 円）

※カメラ本体価格は、一括請求となります。分割支払いはございません。

※カメラ本体の保証期間は、設置工事完了日から 1 年間です。

※保証期間外の自然故障につきましては、「5. 交換費用」が適用となります。

※故意に破損された場合は、保証期間内外に関わらずカメラ本体価格と別途工事費が発生します。

5. 交換費用

無線カメラ ADC-V724 ※MicroSD カード（256GB）含む	31,000 円（34,100 円）
有線カメラ ADC-VC727P ※MicroSD カード（256GB）含む	34,500 円（37,950 円）
交換設置工事費（無線、有線同じ）	9,900 円（10,890 円）
MicroSD カード（256GB）、交換費	9,900 円（10,890 円）

6. 撤去費用

撤去費用	5,000 円（5,500 円）
------	------------------

※撤去作業の内容により、追加費用が発生する場合があります。

7. 料金等の未払いに関する費用

再設定費用	9,000 円（9,900 円）	3 か月連続で未払いの場合、本サービスは停止され、再利用には再設定費用が必要
-------	------------------	--

【注意事項】

本サービスは訪問販売に該当するため、契約内容の確認および申込み手続きは、タブレット端末を用いた電子契約により行われます。

契約成立後、契約内容を記載した書面を利用者に交付いたします。

利用者は、契約書面の交付日を含めて 8 日以内であれば、書面または電磁的記録（メール、FAX、Web フォーム等）により契約の申込みの撤回または契約の解除（クーリング・オフ）を行うことができます。

クーリング・オフを行った場合、支払済の代金は全額返金され、違約金等は発生しません。

詳細は契約画面または交付された契約書面に記載された「クーリング・オフに関するご案内」をご確認ください。